

第3次日進市男女平等推進プラン (中間見直しの概要)



1

◆男女共同参画社会とは◆

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

(男女共同参画社会基本法第2条より抜粋)

プランの位置づけ

- ◆本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項、及び「日進市男女平等推進条例」第10条第1項に基づく「基本計画」
- ◆本プランは、国の「第5次男女共同参画基本計画」、愛知県の「あいち男女共同参画プラン2025」及び上位計画である「第6次日進市総合計画」との整合性を図り、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進していく。
- ◆本プランを、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」(現プランV)として位置づけ
- ◆本プランを、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」(現プランⅢ)として位置づけ

見直しプランの構成について

- 基本理念** ●——●
 - ・現行プランを踏襲
 - ・本市の男女共同参画推進における普遍の理念
- 基本目標** ●——●
 - ・現行プランを踏襲
 - ・第3次日進市男女平等推進プランの柱となる達成すべき目標
- 施策の方向** ●——●
 - 国・県の新たな方向性、法改正など社会動向の変化を鑑み、必要最低限の見直し
- 施策内容** ●——●
 - 本市の5年間の取組み評価、令和6年度に実施した市民意識調査の結果を踏まえた課題の整理、施策内容等の必要最低限の見直し

中間見直しのポイント

現行プランは令和7年度が中間年度



- ☑ 令和3年度から令和7年度までの本市の取組みの評価、社会情勢の変化、令和6年度に実施した意識調査の結果等から、現行プランの部分的な見直しを行い、より実効性のある計画的推進を図る。

5

新たに配慮すべき視点

- ☑ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年6月23日施行)

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に、寛容な社会の実現に資することを目的とする。

- ☑ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和6年4月1日施行）

DV、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など、様々な困難な問題を抱えた女性が、その人権が尊重され、及び安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

6

☑️配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律法の一部改正（令和6年4月1日施行）

被害者保護の強化と安全の確保が目的で改正され、精神的な被害も接近禁止命令の対象拡大、接近禁止命令違反への罰則の厳罰化、接近禁止命令の期間を1年に伸長など内容の拡充

☑️ 日進市パートナーシップ宣誓制度導入開始(令和5年3月1日)

誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりの実現に向けた取組として、誰もが輝ける社会の実現に向けて制度導入

- ◆愛知県内 自治体間連携協定(令和5年10月17日)
- ◆愛知県ファミリーシップ宣誓制度開始(令和6年4月1日)
- ◆日進市ファミリーシップに制度拡充(令和6年5月1日)

☑️独立法人男女共同参画機構法案(令和7年6月20日可決、成立)

男女対等の社会づくりや女性の経済的自立支援に向け、独立行政法人「男女共同参画機構」を新設するための関連法が、6月20日の参院本会議で自民、公明、立憲民主各党などの賛成多数で可決、成立した。2026年度に発足させる。

新機構は「国立女性教育会館」(埼玉県嵐山町)を改組。地方自治体が独自に設置する「男女共同参画センター」の中核組織として、職員研修やセンター間連携、好事例紹介などで全国の取り組みを後押しする。

第3次男女平等推進プランの見直し

【今後のスケジュール】

- ◆ 令和7年7月14日(月)
第1回 男女平等推進審議会:プラン中間見直し(案)の体系・概要
- ◆ 令和7年10~11月予定
第2回 男女平等推進審議会:プラン中間見直し(案)
- ◆ 令和8年1月頃 : パブリックコメント
- ◆ 令和8年3月予定
第3回 男女平等推進審議会:プラン中間見直し 答申

9

【参考】ジェンダーギャップ指数(Global Gender Gap Index)

- ◆ 経済、教育、健康、政治の4つの主要分野において各国の男女格差の大きさを数値化した指標
- ◆ あらゆる分野における男女格差を把握し、改善することを目的として、国際的な議論と活動を促進するための重要な指標となっており、0~1の範囲で示される。1に近いほど男女平等であり、0に近いほど男女格差が大きい。
- ◆ 世界フォーラムが発表した2024年ジェンダーギャップ指数では、日本は、0.663(118位/146か国、2023年は125位)
- ◆ 分野別にみると、「教育」は0.993(72位)、「健康」は0.973(58位)と世界トップレベルである一方で、「経済」は0.568(120位)、「政治」は0.118(113位)と低くなっており、日本は特に経済、政治の分野における男女共同参画が進んでいないことが示されている。

【参考】女性管理職増→業績アップ

出展:中日新聞 令和7年5月31日朝刊

女性管理職が増えた企業では、会社の売上高や生産性が向上する傾向にあることが、県が県内企業を対象にした調査で分かった。

女性活躍の推進で、仕事の効率が高まったり、労働環境が改善したりとメリットを感じる企業も増えてきており、県の担当者は「女性が働きやすくなる取り組みは男性にも恩恵がある。

県内で多くを占める中小企業では手が回らない現状もあり、支援を続けたい」と話す。

4 プランの体系

基本理念	基本目標	施策の方向
(1) 男女の人権の尊重	基本目標 I 性別にかかわらず 個人の人権を尊重し認めあう ことのできる男女平等な社会 に向けた意識づくり	① 人権を尊重する意識の醸成
		② 男女共同参画社会の実現に向けた、 性別に対する固定的な意識の解消
		③ 教育・学習活動における男女平等の 視点の確保と推進
		④ 多様な性や生き方への理解促進
(2) 施策や方針の立案 及び決定への参画	基本目標 II さまざまな分野で 性別にかかわらず意思決定に 参画できる環境づくり	① 政策・方針決定の場における 男女平等の推進
		② 地域活動・市民活動等の場における 男女平等の推進
(3) 制度・慣行が男女の 社会生活の自由な 選択に影響を及ぼ さない配慮	基本目標 III 性別にかかわらず 職業生活において活躍できる 意識・環境づくり (女性活躍推進法市町村推進計画)	① 女性の職業生活における活躍推進と 男性の家庭生活への参画促進
		② 子育て・介護に対する支援
(4) 家庭生活における 活動とその他の活 動との両立への配 慮	基本目標 IV 性別にかかわらず 安心して暮らすことが できる環境づくり	③ ワーク・ライフ・バランスの推進
(5) 男女平等を基本と した教育への配慮		① 女性の生涯にわたる健康づくりの支援
(6) 国際社会との協調	基本目標 V ドメスティック・バイオレンス等の防止 と被害者を支援する体制づくり (DV防止法市町村基本計画)	② さまざまな社会的困難を抱えている人 の支援
		③ 防災・復興分野での男女共同参画の推進
(7) 性と生殖に関する 健康と権利の尊重	基本目標 V ドメスティック・バイオレンス等の防止 と被害者を支援する体制づくり (DV防止法市町村基本計画)	① DV等の防止に関する理解促進
(8) 男女間の暴力の根 絶		② DV被害者の支援

施策	No.
A 人権全般に関する啓発 B 人権相談の充実 C 人権教育の充実	1~4
A ジェンダーに対する固定的意識解消の啓発 B 印刷物等のジェンダー平等に配慮した表現 C ジェンダー平等の視点を確保した制度慣行等の見直しができる市職員意識の向上 D ジェンダー統計の整備	5~12
A 教職員へのジェンダー平等視点確保に向けた取り組み B ジェンダーの無意識の思い込みを踏まえた教育現場での児童・生徒への取り組み C ジェンダー平等を踏まえた保育現場での取り組み D 学習機会でのジェンダー平等の取り組み	13~18
A 性的マイノリティへの理解促進 B 性的マイノリティの相談先の確保	19~21
A 市附属機関等における女性委員の登用促進 B 女性管理職の登用促進	22~24
A 自治会等地域活動におけるジェンダー平等の推進 B 家庭教育活動の場におけるジェンダー平等の推進 C 市民活動の場におけるジェンダー平等の推進	25~27
A 女性が職業生活を営むためのエンパワーメントの支援 B 女性が活躍できる職場づくり C 男性の家庭参画促進意識啓発 D 男性の家庭生活参画機会の提供 E 市職員に向けた参画促進	28~38
A 子育てと仕事の両立支援 B 介護と仕事の両立支援 C 市職員が仕事と育児・介護を両立するための支援	39~43
A 企業に向けた啓発 B 市民に向けた啓発 C 市職員に向けた啓発	44~47
A 妊娠・出産に関わる女性への健康支援 B 性別特有の疾病に対する予防支援 C リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発 D 性犯罪・性暴力の防止	48~55
A ジェンダー平等の視点を取り入れたひとり親に対する支援 B ジェンダー平等の視点を取り入れた高齢者への支援 C ジェンダー平等の視点を取り入れた障害者への支援 D ジェンダー平等の視点を取り入れた支援につながりにくい人へ	56~61
A ジェンダー平等の視点を取り入れた平常時の災害への備え B ジェンダー平等の視点を取り入れた避難生活への支援 C 非常時の女性に対する暴力の防止	62~65
A 市民に向けたDV防止理解促進の啓発 B DV二次被害防止に向けた庁内対応	66.67
A DV被害の相談先の確保 B DVによる住民基本台帳閲覧制限支援 C 愛知県女性相談センターと連携した一時保護の実施 D DV被害者を支援するための庁内連携体制の強化 E DV被害者を支援するための外部機関の活用・連携	68~74

◆「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の内容を盛り込む。
◆パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の開始についてを盛り込む。

◆「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の内容を盛り込む。

◆「DV法の一部改正」の内容を盛り込む。